

(別紙様式2)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：茨城県
農業委員会名：筑西市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

1 農業の概要

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	8,470	2,730				11,200
経営耕地面積	6,954	2,532	2,290	238	4	9,486
遊休農地面積	5.1	28		3		36.1
農地台帳面積	6,563	4,967				11,530

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入(計は十の位を四捨五入)

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	4,178
自給的農家数	1,302
販売農家数	2,876
主業農家数	681
準主業農家数	521
副業的農家数	1,674

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	4,601
女性	2,190
40代以下	372

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	646
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	14
農業参入法人	66
集落営農経営	24
特定農業団体	0
集落営農組織	24

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者								
女性								
40代以下								

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 令和 6 年 3 月 27 日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	24	24			
認定農業者	—	13			
認定農業者に準ずる者	—	0			
女性	—	5			
40代以下	—	1			
中立委員	—	2			

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	11, 200ha	4, 877ha	43.50%
課 題	面的集積など担い手農家へ集積は徐々には進んでいるが、まだまだ農地が分散傾向にあり、作業効率が良好とまではいかない状態である。人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる担い手への利用集積が行われるよう、農地中間管理機構を活用し集積を加速する。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②／①×100)
4, 500ha	4, 877ha	791.2ha	108.40%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農閑期に市の広報誌等を活用し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定と農地中間管理機構の制度の周知や募集を行い、5月、9月、11月、3月を基本に公告を実施する。人・農地プランに基づき農地中間管理機構を活用し集積を加速する。
活動実績	相対的約束による耕作をなくすため、利用権設定及び農地中間管理機構の活用を促進した。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	利用権及び中間管理機構の活用推進により、目標以上の面積増となり、担い手を中心に利用集積は進んでいる。
活動に対する評価	農業経営基盤強化促進法による利用権設定と農地中間管理機構の制度の周知や募集を実施し、利用集積の目標値以上の面積増となった。対象者の理解は進んでいると思われるが、今後も更なる集積率アップを目指して活動を継続していく必要がある。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	0 経営体	2 経営体	4 経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	0ha	1.3ha	8.1ha
課題	人・農地プランと併せて新規就農者の確保を進める。農政課及び農協・普及センターと連携し新規の青年就農者及び女性や定年帰農者の掘り起こしを図る必要がある。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②／①×100)
5経営体	4経営体	80%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④／③×100)
2.5ha	8.1ha	324%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	通年新規就農相談を受け付け、青年就農給付金の活用など農政課や農協・普及センターと連携して、新規の青年就農者及び女性や定年帰農者の掘り起こしを図る。
活動実績	窓口での就農相談受付や農政課・普及センターの関係機関との連携を図り、4経営体の新規参入者を確保できた。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標件数の達成には至らなかったが、農政課や農協・普及センターと連携を図り、4件の新規参入者を確保することができた。
活動に対する評価	通年新規就農相談を受け付け、青年就農給付金の活用など農政課や農協・普及センターと連携し、新規参入のさらなる促進を図る必要がある。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	11,200ha	36.1ha	0.32%
課 題	農業者の高齢化と後継者不足、不在村地主や未相続の農地により、毎年新たな遊休農地が発生している。遊休農地発生防止の呼びかけと地域の実情把握に努めることが重要であり、速やかな所有者等への指導と共に、一時的な解消とならないよう導入作物の提示などを行う必要がある。農地中間管理機構を活用し遊休化の予防及び解消に取り組む。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
3ha	1.5ha	50%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査	50人	7月～8月	8月～9月	
	農地の利用意向調査	調査方法	1、管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を一斉に実施して、遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、地図等に記録する。 2、調査区域を15地区に区切り、担当の農業委員・農地利用最適化推進委員を定めて調査を実施する。 3、農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査を実施する。		
	その他の活動	調査実施時期:10月～11月			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		49人	7月～8月	8月～9月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期 11月～1月	調査結果取りまとめ時期	1月～2月	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条	
	その他の活動	調査数: 11筆	調査数: 筆	調査数: 筆	
	調査面積: 1.5ha	調査面積: ha	調査面積: ha		

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標には達していないが、遊休農地の所有者等への指導を行っており、効果は表れている。
活動に対する評価	保全管理休耕田を中心に地力増進作物や飼料用作物の作付けを推進し、また文書による指導及び地元農業委員・農地利用最適化推進委員による口頭指導が大変有効である。遊休農地の所有者等への指導が浸透し、遊休農地解消が進んでいる。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	11, 200ha	0ha
課 題	農地パトロールを通じ、地元農業委員・農地利用最適化推進委員との情報交換を密にして違反転用の早期発見及び早期指導を徹底し発生を防ぐ。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
0ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	毎月実施している申請案件に基づいた現地調査及び、その他通年実施している現地調査等を通じて、地元農業委員・農地利用最適化推進委員との情報交換を密にして、随时、事前に違反転用にならないようパトロール及び指導を実施する。
活動実績	農業委員・農地利用最適化推進委員が毎月の申請案件の現地調査及び農地パトロール、指導を実施した。
活動に対する評価	農業委員・農地利用最適化推進委員が隨時パトロール及び指導を実施したことにより、違反転用抑止に効果を得ている。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等 詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 198件、うち許可 198件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容					
事実関係の確認	実施状況	地区担当の農業委員・農地利用最適化推進委員による書類審査及び現地調査、並びに申請者に対する聞き取り調査を実施している。					
	是正措置						
総会等での審議	実施状況	毎月定例総会を開催し議案ごとに審議し議決を得ている。					
	是正措置						
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数		198件			
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数		0件			
	是正措置						
審議結果等の公表	実施状況	議事録を公表している。					
	是正措置						
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28日	処理期間(平均)	28日		
	是正措置						

2 農地転用に関する事務

(1年間の処理件数: 201件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	地区担当の農業委員・農地利用最適化推進委員による書類審査及び現地調査、並びに申請者に対する聞き取り調査を実施している。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	毎月定例総会を開催し議案ごとに審議し議決を得る。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録を公表している。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28日	処理期間(平均)	28日
	是正措置				

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		61 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		33 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		35 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		7 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		28 法人
	提出しなかった理由	農地法6条の規定により義務付けられている旨、指導しているが提出されない。	
	対応方針	提出するよう継続して指導する。	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数	2,520件 公表時期 令和3年2月
		情報の提供方法:市広報誌・市ホームページに掲載及び事務局窓口に賃借料情報を設置。	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	972件 取りまとめ時期 随時とりまとめ
		情報の提供方法:必要に応じて郵送	
	是正措置		
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	11,530 ha
		データ更新:農地の利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ、毎月更新。	
		公表:農地法第52条の3に基づき適正に公表している。	
	是正措置		

※その他の事務

上記IIからVIに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめるこ。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 無
	〈対処内容〉

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 無
	〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

要望があれば窓口でも縦覧できる。

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 2 1 件

提出先及び提出した意見の概要	農業会議を通じて国・県へ提出 ・農地の有効利用の促進を図る。・農地の集積、集約化を積極的に進める。 ・GAP、トレサビリティを推進し、茨城農畜産物の安全・安心をアピールする。 ・食糧自給率の向上を目指し、地域の自主性と創意工夫を活かした生産振興を図る。
----------------	---

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

窓口にも置いている。